

神戸市道路公社総合評価落札方式実施要綱

平成 27 年 12 月 1 日理事長決定

最終改正 令和 6 年 1 0 月 1 日

(趣旨)

- 第 1 条 この要綱は、神戸市道路公社（以下「公社」という。）が発注する業務の契約において、総合評価落札方式により落札者を決定する競争入札を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この要綱に定めのない事項については、個別の公告、入札説明書、神戸市道路公社会計規程（以下「規程」という。）及び関係法令その他の別に定めるものの規定による。

(定義)

- 第 2 条 この要綱において、「総合評価落札方式」とは、業務の受託候補者を選定する場合において、規程第 75 条第 4 項の規定に基づき、価格その他の条件が公社にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象業務)

- 第 3 条 総合評価落札方式の対象となる業務は、競争入札を行う場合において、契約の性質又は目的から最低価格落札方式により難しい場合で、提案内容や技術等（以下「業務施行能力等」という。）と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる業務とする。
- 2 前項の規定による業務の決定にあたっては、別に定める神戸市道路公社請負契約等審査会（以下「審査会」という。）の審議を経るものとする。

(総合評価委員会の設置及び委員の選任)

- 第 4 条 総合評価落札方式の実施にあたり、落札者決定基準の設定及び業務施行能力等の評価等を審議及び決定する機関として、神戸市道路公社総合評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会の組織、運営その他については、神戸市道路公社総合評価委員会設置要領で定める。

(学識経験者からの意見聴取)

- 第 5 条 第 7 条の落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ 2 人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。
- 2 前項の学識経験者からの意見聴取は、個別面談の方法又は会議の方法により行うものとする。
- 3 第 1 項の規定による意見聴取において、学識経験者から当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるという意見があった場合は、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ意見を聴かなければならない。
- 4 学識経験を評価委員に選任しようとする場合は、意見を聴取する当該学識経験者とは別に公正かつ中立的に意見を述べることができる者を選任しなければならない。

(参加資格の設定)

- 第 6 条 総合評価落札方式の実施にあたっては、個別の業務ごとに参加資格を定めるものとする。

- 2 参加資格は、本店を市内に有する者（以下「地元企業」という。）のみに与えることを原則とし、それにより難しい場合は、審査会で審議の上で承認を得なければならない。
- 3 参加資格として履行実績を求めないものとする。やむを得ず履行実績を求める場合は必要最低限のものとなるようにし、審査会で審議の上で承認を得なければならない。
- 4 総合評価落札方式の実施にあたり、指名競争入札の方法によって実施する場合は、第1項に定める参加資格を有すると認められたものの中から指名するものとする。指名にあたっては規程第72条第3項及び第4項の定めに従って行うものとする。
- 5 共同企業体の参加を認めるときは、その場合に必要な参加資格、構成員の基準を、第9条の入札公告及び入札説明書に記載するものとする。
- 6 特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることはできない。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - (2) 直近年度の国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）及び地方税について未納の税額がある者
 - (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）
 - (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている者
 - (5) 実施の公表を開始した日から落札者決定までの間に、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

（落札者決定基準）

第7条 落札者決定基準として、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他必要な基準をあらかじめ定めなければならない。

- 2 落札者決定基準の決定にあたっては、学識経験者から意見を聴取した上で委員会の審議を経るものとし、公告の際に明らかにしなければならない。
- 3 再委託がやむを得ない場合においては、受注者のみならず再委託先も地元企業が活用されるよう、原則として評価項目に地元企業活用に対する加点を設けるものとする。

（評価基準及び評価の方法）

第8条 前条第1項に規定する評価基準として、対象業務の内容等に応じて、評価項目及びその配点を設定する。

- 2 評価基準は、次の各号の規定によるものとする。
 - (1) 総合評価点：価格点と技術点を総合した評価点
 - (2) 価格点：入札価格に基づいて算定した評価点
 - (3) 技術点：業務実行能力等から算定した評価点
- 3 対象業務の内容により、必要に応じて、評価基準に最低制限評価点を設けることができるものとする。
- 4 評価の方法については、「神戸市 委託に関する総合評価落札方式実施ガイドライン（平成29年9月決定）『6 落札者決定基準の設定（2）総合評価の方法』」に準じて行うものとする。

(入札公告及び入札説明書の作成)

第9条 当該入札の実施にあたっては、対象業務ごとに必要となる事項を定めた入札公告及び入札説明書を作成するものとする。

2 総合評価落札方式による一般競争入札の実施にあたっては、一般競争入札の公告に必要な事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び落札者決定基準を公告しなければならない。

3 入札公告には、総合評価一般競争入札である旨のほか、次の各号に掲げる事項を公表する。

- (1) 入札に付する事項（業務名、概要、履行場所及び履行期間）
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 総合評価に関する事項
- (4) 入札に必要な書類を示す場所
- (5) 入札に参加する者に必要な資格の審査等
- (6) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所
- (7) 入札の日時及び場所
- (8) 技術等に関する提案書（以下「提案書」という。）提出の日時及び場所
- (9) 開札予定日時及び場所
- (10) 落札者の決定方法
- (11) 入札保証金に関する事項
- (12) 入札の無効に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

4 入札説明書に、落札者決定基準のほか次の各号に掲げる事項を公表する。

- (1) 入札に付する事項（業務名、概要、履行場所及び履行期間）
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 入札参加資格の審査の申請方法
- (4) 入札参加資格の審査及び結果の通知
- (5) 入札の日時及び場所
- (6) 総合評価に関する事項（落札者決定基準）
- (7) 提案書の提出
- (8) 開札予定日時及び場所
- (9) 落札者の決定方法
- (10) 提案書の評価の公表と説明の請求
- (11) 契約等に関する事項
- (12) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(実施の公表)

第10条 総合評価落札方式による一般競争入札の実施にあたっては、入札公告及び入札説明書等により公告を行う。公告は、公社ホームページへの掲載により行う。

2 入札書及び提案書等の提出期限は、実施の公表の日の翌日から起算して30日（公社の休日等を除く）以後としなければならない。なお、当該入札が特定調達（WTO政府調達協定）の場合は、入札期日前40日（公社の休日等を含み、初日は参入しない）までに公告しなければならない。

3 迅速な対応が求められる業務であり、かつ、入札参加者の準備に支障がないと認められる場合で必

要やむを得ない場合は、その期間を10日（公社の休日等を除く）まで短縮することができる。ただしこの場合、委員会においてその理由と妥当性について十分に審議の上で承認を得なければならない。

- 4 当該入札を指名競争入札により実施する場合は、指名の通知は少なくとも入札書及び提案書等の提出期限の日から逆算して10日（公社の休日等を除く）前までに行わなければならない。なお、当該入札が特定調達（WTO政府調達協定）の場合は、入札期日前40日（公社の休日等を含み、初日は参入しない）までに指名の通知を行わなければならない。

（業務施行能力等資料等の提出）

第11条 業務施行能力等を評価するために必要な書類（以下「業務施行能力等資料」という。）は、第7条の規定により定められた落札者決定基準に基づき、対象業務ごとに定める。

- 2 入札者は、入札書及び業務施行能力等資料を公社が定めた日時までに、提出しなければならない。
- 3 入札者は、提出した入札書及び業務施行能力等資料の書換え、引換え、追加又は撤回をすることができない。

（業務施行能力等資料の評価）

第12条 提出のあった業務施行能力等資料について、その内容を評価し、併せて記載事項の確認を行い、技術点を算出する。この場合において、必要に応じて入札者に対して業務施行能力等資料に関する説明を求めることができるものとする。

- 2 前号に掲げる業務施行能力等資料の審査、内容の評価及び技術点の決定については、委員会が行うものとする。
- 3 業務施行能力等資料の全部又は一部を提出しない場合、業務施行能力等資料の全部又は一部に記載漏れがあり適正な評価ができない場合、業務施行能力等資料に虚偽の記載がある場合その他業務施行能力等資料に関して適正な評価ができない場合、当該入札は失格とする。

（落札者の決定方法）

第13条 契約予定者は、次の要件に該当する入札者のうち、総合評価点の最も高い者とする。

- (1) 入札価格が規程第73条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内の価格であること。
- (2) 第8条第3項の規定により最低制限評価点を設けた場合には、その評価点以上であること。
- 2 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、技術点の最も高い者を契約予定者とし、この場合で技術点も同点の場合は、くじにより契約予定者を決定するものとする。
- 3 前2項に定める契約予定者は、委員会の審議を経て落札者に決定する。

（低入札価格調査）

第14条 当該入札について、規程第75条第2項の規定に基づき低入札価格調査の対象とする場合、その手続及び方法については、神戸市低入札価格調査手続要綱（以下「市低入札要綱」という。）及びこれに関連する決定若しくは通知の定めるところに準ずる。ただし、市低入札要綱の規定中、「神戸市請負契約審査会」とあるのは「委員会」と、「最低価格入札者」とあるのは「総合評価点の最も高い者」と、「次順位者」とあるのは「総合評価点の次順位者」と読み替えるものとする。

(入札結果の公表)

第 15 条 落札者決定の際の入札結果については、公社ホームページにおいて公表する。

(業務施行能力等の評価内容の担保)

第 16 条 総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約締結前においては、契約を中止し、契約締結後においては、契約の解除を行うとともに、指名停止等の措置を講じることとする。

- 2 業務履行状況から、受注者の責により入札時の評価内容を満たす業務が実施されていないと判断された場合は、契約の解除を行うとともに指名停止等の措置を講じることとする。
- 3 前 2 項の処分の決定にあたっては、委員会の審議を経るものとする。

(苦情の申立て)

第 17 条 入札者のうち、総合評価の審査結果について不服があるものは、理事長に対して評価についての説明を求めることができる。

- 2 前項の申立ては、入札結果公表の日の翌日から起算して 10 日（公社の休日を含まない。）以内に、書面により、理事長に対して行うことができるものとする。書面には、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる業務、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載することとする（様式自由）。
- 3 前項の申立書類に不備があると認めるときは、当該申立者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、公社は、職権で補正することができる。
- 4 苦情の申立てがあった場合、理事長は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して 10 日（公社の休日を含まない。）以内に書面により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

(秘密の保持)

第 18 条 総合評価に関する審査結果を除き、この要綱に基づき入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(施行細目の委任)

第 19 条 この要綱の執行に関し、必要な事項は経営企画部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行し、令和 6 年 9 月 1 日から適用する。